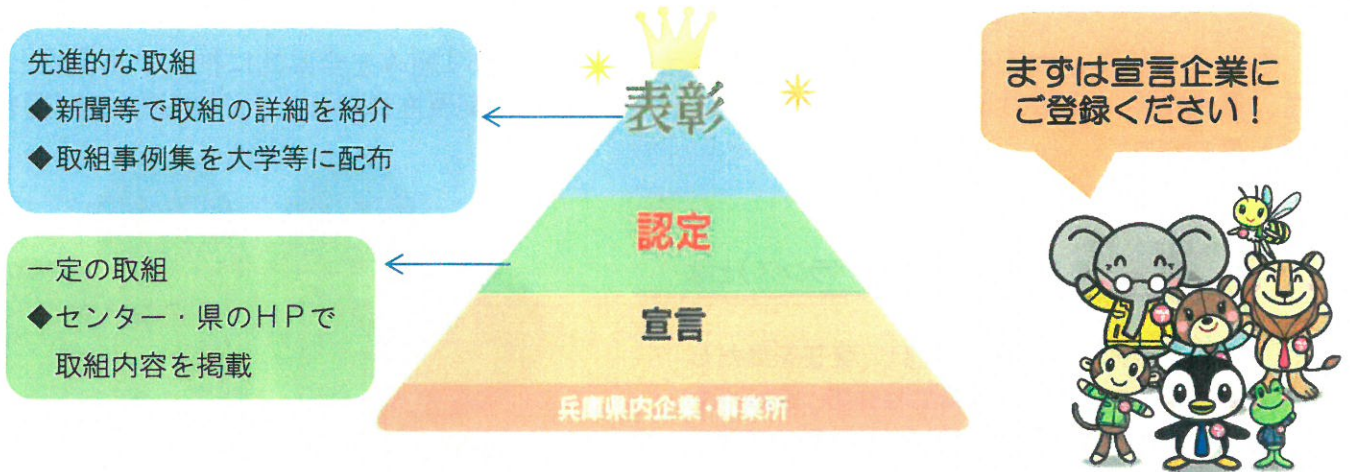


＊ WLB「宣言→認定→表彰」制度 ＊

WLBに取り組む兵庫県内の企業・団体の皆様に登録いただく「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」制度を実施しています。また、宣言企業の中で、一定の成果を収めている企業・団体を「認定」します。さらに、認定企業・団体のうち、特に取組が優れている企業・団体を「表彰」します。



＊ ワーク・ライフ・バランス 助成金 ＊

いずれの助成金も、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」への事前登録が要件です。

	育児・介護 代替要員確保支援助成金	仕事と生活の調和推進 環境整備支援助成金	テレワーク 導入支援助成金
事業主規模	企業全体の従業員が300人以下		
	申請に係る事業所の従業員が20人以下（会社法で定義する株式会社等は100人以下）	—	—
支給対象	従業員の ①育児・介護休業 又は ②育児・介護短時間勤務 に対し、代替要員を新たに雇用	女性・高齢者の職域拡大や従業員のコミュニケーションを活性化することを目的として、職場環境（ハード）整備を行う	働く人々の多様で柔軟な働き方を推進することを目的として、テレワーク環境の整備を行う
支給額	①休業コース 代替要員の賃金の1/2 ※上限額：月10万円、総額100万円 ②短時間勤務コース 勤務時間短縮分の代替要員の賃金の1/2 ※上限額 育児理由：月2万5千円、子が小学3年生まで 介護理由：月10万円、総額100万円	対象経費の1/2（上限200万円） ◇対象事業例 ・女性・高齢者の職域拡大のための専用トイレ・更衣室、手すり設置、託児スペース等 ・職場コミュニケーション活性化のための休憩室	対象経費の1/2（上限200万円） ◇対象事業例 ・テレワーク用（在宅勤務用含む）のパソコン、タブレット、ソフトウェア、周辺機器の購入費用 ・ネットワーク設定等の初期費用 ・テレワーク勤務のために借り上げたコワーキングスペース等借上料

支給要件等、詳細はひょうご仕事と生活センターのホームページをご確認ください。

